

日高町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 日高町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和63年度(36年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用(一部)
処理区域内人口密度	8.7人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	1区(厚賀地区)		
処 理 場 数	1箇所(厚賀浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当する取組みはありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料:8㎡まで 1,517円 超過使用料:8㎡を超えるもの 1㎡につき223円 ※基本料金と超過料金の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【公衆浴場】 基本使用料:100㎡まで 3,960円 超過使用料:100㎡を超えるもの 1㎡につき39円 ※基本料金と超過料金の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	4,190 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	3,743 円
	令和3年度	4,190 円		令和3年度	3,843 円
	令和4年度	4,190 円		令和4年度	4,170 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>【日高地区】 日高総合支所地域経済課農林・水・環境グループにおいて下水道事業(特定環境保全公共下水道事業)を管理しており、令和5年度現在、技術・管理業務は簡易水道業務との兼務で2名が従事しております。</p> <p>【門別地区】 水・くらしサービスセンター下水道グループにおいて下水道事業(特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業)を管理しており、令和5年度現在、技術・管理業務は2名が従事、経理業務は上水道業務との兼務で1名が従事しております。</p>
事業運営組織	<p>当町は平成18年3月に旧日高町及び旧門別町で飛び地合併をしており、日高地区(旧日高町)は日高総合支所地域経済課、門別地区(旧門別町)は水・くらしサービスセンターが所管しております。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>処理場運転管理業務、電気保安業務、汚泥運搬業務、処理施設清掃業務、施設情報システム管理業務、エネルギー管理業務、放水路清掃業務、マンホールポンプ所清掃業務、管渠清掃業務、マンホールポンプ所緊急出動業務を民間業者に委託しております。</p>
	イ 指定管理者制度	<p>処理場運転管理業務について民間委託を行っており、現在の民間委託を今後も継続する予定であるため、指定管理者制度については未検討です。</p>
	ウ PPP・PFI	<p>処理場運転管理業務について民間委託を行っており、現在の民間委託を今後も継続する予定であるため、PPP・PFIについては未検討です。</p>
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和3年度決算の本町公共下水道事業における「経営比較分析表」は、次頁のとおりとなっています。
 経常収支比率は概ね類型団体と同水準となっており、若干の黒字決算となっている。
 経費回収率は、全国の類似団体平均値を下回っている状況であり、維持管理費や施設規模の見直しによる支出削減や、一般会計繰入金の基準外繰入金の抑制を図る必要がある。
 施設の更新については、最適整備構想に基づき改築更新事業の実施を予定しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

令和3年度策定「下水道事業計画」及び、令和2年度改定「日高町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン」における国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値に基づき、設定しています(中間年度は比例補間値)。

(2) 有収水量の予測

有収水量の将来予測は、上水有収水量に対する比率から推計する。行政人口及び給水人口の減少に伴い、上水有収水量が減少傾向となり、これに伴い下水有収水量についても減少傾向で推移する見込です。

(3) 使用料収入の見通し

本事業ではこれまでの見込み通り、使用料収入についても同様に減少傾向となる見込みです。

(4) 施設の見通し

管路施設については、昭和63年度で現有資産のほぼ100%を建設している。令和5年度時点ではほとんどの管渠施設が経過年数が35年の資産となり、比較的风险が高い状態となっています。
点検・調査を実施しリスク評価を行い、最適整備構想と併せて次期計画見直しにおいては改築を検討する必要があります。
処理場については、最適整備構想に基づき、健全度の低いものから改築・更新を進めます。

(5) 組織の見通し

本事業ではこれまでも経営の効率化の観点から職員数を適正化してきました。
今後も限られた人材の中での適正な維持管理を目指し、効率的な包括委託の実施を検討していく予定です。

3. 経営の基本方針

供用から36年が経過し、これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の大きな負担や維持管理費の増加傾向から、厳しい経営を強いられており、さらに今後は維持管理面において、老朽化していく施設の長寿命化等を検討しなければならない時期を迎えています。人口減少や高齢化が進む中で、適切な財政計画を策定し経営改善につなげなければなりません。
また、平成31年4月に公営企業会計を適用し、独立採算性及び企業活動の透明性を高め、更なる経営状況の明確化を図ります。
第2次日高町総合振興計画において、基本構想と基本計画を定めています。

1. 基本構想

下水道施設・設備の適切な維持管理及び計画的な整備により、汚水の適正処理や大雨時の浸水防止に努めます。

2. 基本計画

① 下水道施設・設備の維持・充実

雨水処理については、新たな排水区の整備計画の策定を進め、公共下水道区域内における大雨時の浸水防止を図ります。

また、汚水処理については、施設の維持管理や法定耐用年数を経過した管路の更新を行います。

② 浄化センターの維持・充実

浄化センター施設・設備は、最適整備構想や維持管理適正化計画の策定により計画的な更新を行い、効率的・永続的な汚水処理能力の確保を図るとともに、機能強化対策を進めます。

また、適正な維持管理をめざし、効率的な包括委託の実施を検討します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	最適整備構想において整理したリスク評価結果により抽出した対象施設について、計画的な改築更新事業を実施して適切な処理機能の維持を図ります。
-----	--

経営戦略の計画期間(10年間)において、以下の事業費を見込んでいます。

「管渠、処理場等の建設・更新に関する事項」

- ・管路施設の改築更新に関する事業費
期間:R6～R15
金額:約45百万円
- ・処理場(土木建築)の改築更新に関する事業費
期間:R6～R15
金額:約18百万円
- ・処理場(機械電気)の改築更新に関する事業費
期間:R6～R15
金額:約40百万円
- ・最適整備構想等調査・設計に関する事業費
期間:R6～R15
金額:約12百万円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	計画期間中の収支が均衡するよう財源を確保します。 経常収支比率:100%(R4 97.8%) 経費回収率 90.0%(R4 86.2%)
-----	--

財源見込について

- ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
現行の下水道使用料体系に基づき、将来における人口減少を反映した推計値を採用しています。
 - ・企業債に関する事項
投資計画に併せて企業債借入額を計上し、企業債借入額を設定しています。
 - ・補助金に関する事項
投資計画に併せて、現行の補助制度に基づき計上しています。
 - ・繰入金に関する事項
投資事業費、維持管理費及び資本費予測に基づき、繰り出し基準に合わせて基準内繰入金を計上し、関係部署と調整して基準外繰入金を計上しています。
- 経費回収率について
分流式下水道等に要する経費控除後で、概ね90～100%程度で推移する見込みです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項
現状の職員数を維持し、直近5ヶ年の平均値を計上しています。
- 動力費に関する事項
終末処理場の流入水量予測に基づき、動力費単価を掛け合わせて算定しています(単価上昇1%/年見込む)。
- 修繕費に関する事項
直近5ヶ年の平均値を計上しています(単価上昇1%/年見込む)。
- 委託費に関する事項
投資計画における委託費及び、固定費として要する委託費について直近5ヶ年の平均値を計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、広域化・共同化に関する検討事項はありません。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想における対策シナリオ(40年間)で、健全度に基づく対策工法により投資事業を実施することで、老朽化によるリスクの改善を行う方針としています。 随時最適整備構想を改定し、適切な投資計画を設定することにより、建設改良費の平準化を進めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPP/PFIなどの民間的経営手法の導入については、検討事項はありません。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在のところ、使用料体系の見直しについては、必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合には利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。 経営戦略の見直しに併せて適切な使用料単価の検討を行い、経費回収率の維持・向上に努めます。
資産活用による収入増加の取組について	有効利用できる資産がない状況です。
その他の取組	建設改良に当たっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を図ります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	各種維持管理に係る委託業務について、包括的民間委託による民間活用について検討を進める予定です。
職員給与費に関する事項	計画期間中、2名の職員給与費を計上していますが、事業の重要性や業務内容の変化に応じて職員の増減を検討していきます。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費節減について比較検討していきます。
薬品費に関する事項	従来から単価契約の実施などにより経費節減に取り組んでおります。
修繕費に関する事項	施設の老朽化により、修繕費の増が見込まれますが、突発的に発生する事故や故障を防ぎ、維持管理の総額を低減する努力を行っていきます。
委託費に関する事項	委託業務については、業務内容の精査により経費節減を進めていますが、今後も効率化を進めていきます。
その他の取組	令和6年度から水洗化率の向上による使用料収入の確保を図る。 水洗化率89%→令和15年度目標95% 下水道区域内の住民の方に町の広報誌やホームページなどでPRをしていきます。 収納率向上など財源確保につながる対策について取り組んでいきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、概ね5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、PDCAサイクルを効率的に回して、本経営戦略の事後検証及び更新を行う予定です。
---------------------	--

経営比較分析表（令和3年度決算）

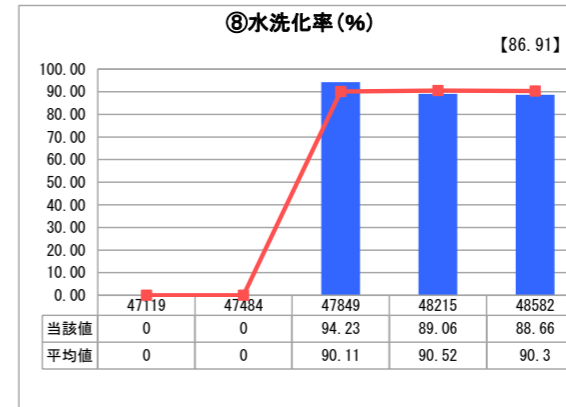
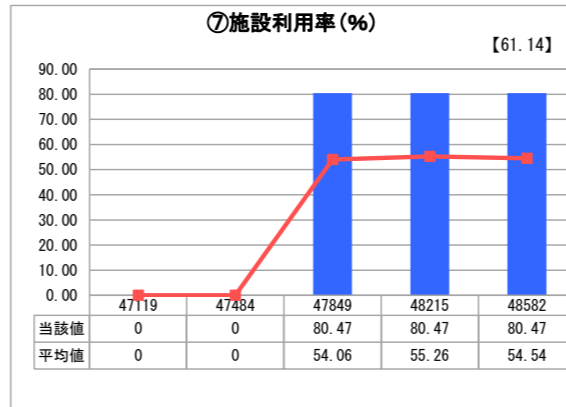
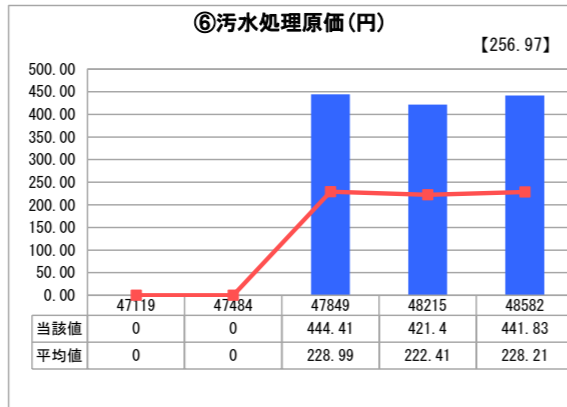
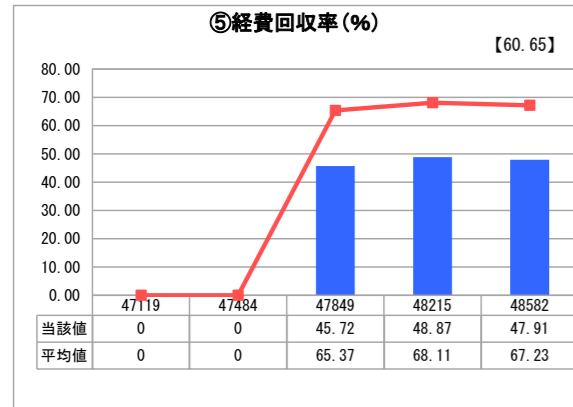
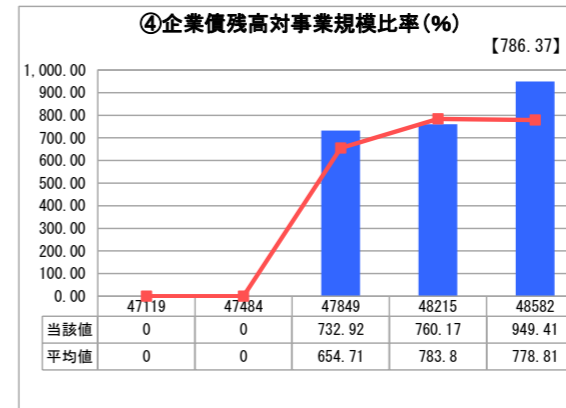
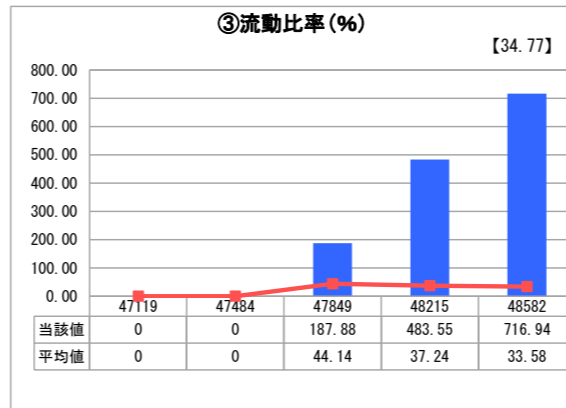
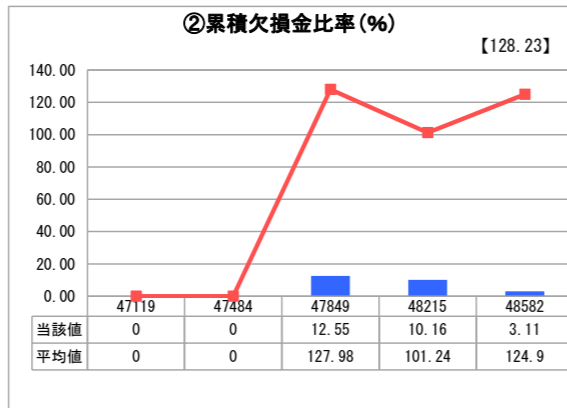
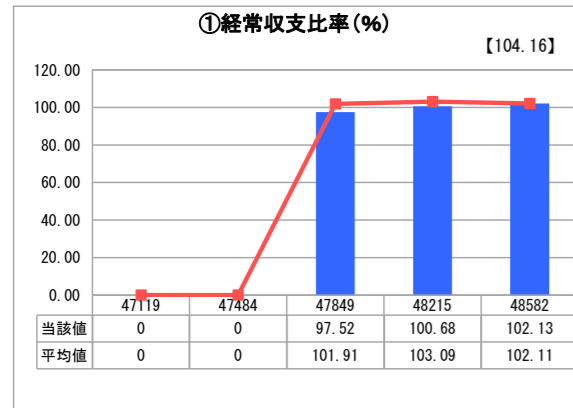
北海道 日高町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	82.67	7.78	66.76	4,193

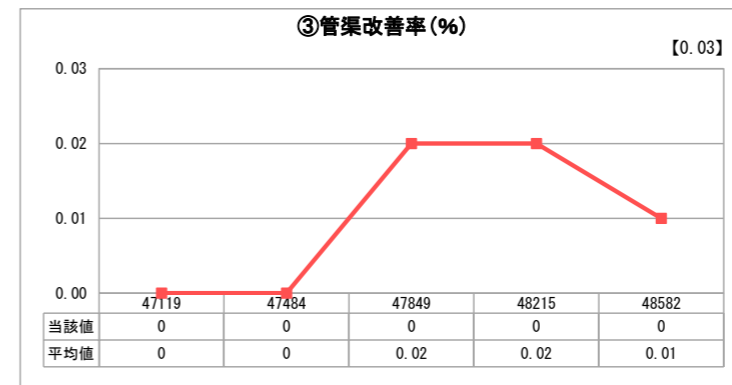
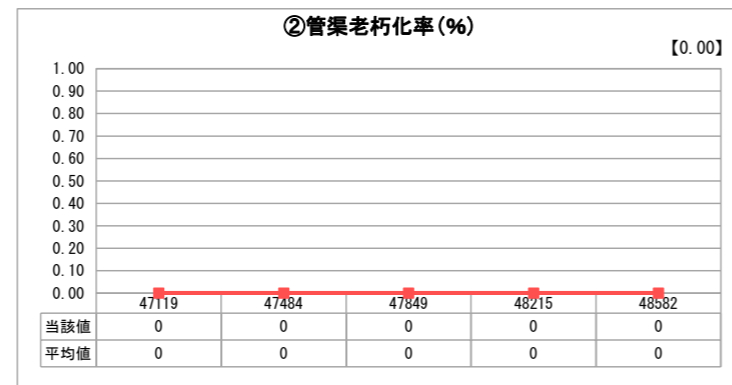
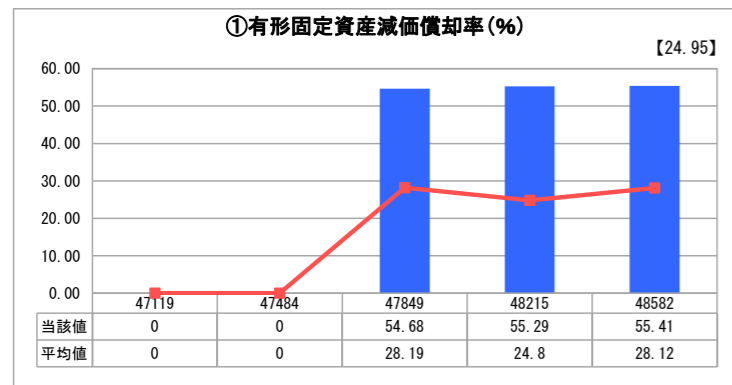
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
11,445	992.07	11.54
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
882	0.95	928.42

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

当町では、平成31年4月1日より、法適用企業となっております。経常収支比率については、若干の黒字決算となり、ほぼ類似団体の平均値となっている。経費回収率は類似団体平均値を大きく下回っており、一般会計補助金に依存している部分があるため、維持管理費用の削減や施設統合検討等改善点の洗い出しにより、今後も経営改善に向けた取り組みが必要である。

累積欠損金比率は類似団体平均値を大きく下回っており、法適用初年度で欠損金が発生している。また流動比率については平均値を大きく上回っているが、経常収支同様の経営改善を検討する。

企業債残高対事業規模比率は、今年度は類似団体平均値と比べ高い水準となり、経年比較では徐々に増加傾向にある。なお、今後さらに更新が必要な施設があると見込まれており、投資規模の適切性、善点の洗い出しに努める必要がある。

汚水処理原価は平均を上回っている状況である。人口規模から汚水処理原価が高くなる傾向にあるが、効率的な汚水処理の実施、維持管理費の削減に努める。

施設利用率は、類似団体平均値を上回っているが、施設が過大となっていないか、長期的な視野で統合すべき施設があるかどうかを検討する。

水洗化率については、類似団体平均値並みとなり、良好な水準となっている。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値より高い水準であり、法定耐用年数に近い資産が多い状態となっている。施設の更新の必要性が高い状態であるが、経常収支比率は平均より若干上回っているものの、経費回収率が低いことから、今後経営改善を図りながら、投資計画を見直すことを検討する。

全体総括

経費回収率が低い水準であり、使用料以外の収入（一般会計補助金）に依存している状態である。地域の人口規模から汚水処理原価が高くなる傾向もあるが、維持管理費用削減や施設統合検討等改善点の洗い出しにより今後も経営改善に向けた取り組みが必要である。

またその中で、有形固定資産減価償却率が類似団体平均値より高い状態であるため、更新投資を使用料収入で少しずつでも賄えるよう、将来に向けて使用料の見直し、投資計画の見直し等経営改善を図る必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画(農業集落排水事業)

(単位:千円)

区 分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		(決算)	(決算)	(決算)											
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		14,038	13,332	15,092	12,622	12,366	12,110	11,854	11,523	11,207	10,892	10,666	10,455	10,245
	(1) 料 金 収 入		14,038	13,332	15,092	12,622	12,366	12,110	11,854	11,523	11,207	10,892	10,666	10,455	10,245
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他														
	2. 営 業 外 収 益		34,410	36,911	36,818	35,978	35,949	38,669	43,789	38,769	38,257	37,167	37,646	40,709	33,139
	(1) 補 助 金		18,284	19,690	18,037	17,030	16,984	19,567	24,564	19,373	19,241	18,887	20,131	23,483	16,562
	他 会 計 補 助 金		18,284	19,690	18,037	17,030	16,984	18,567	21,564	19,373	19,241	18,887	19,131	20,483	16,562
	そ の 他 補 助 金							1,000	3,000				1,000	3,000	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		16,126	17,221	18,781	18,948	18,965	19,102	19,225	19,396	19,016	18,280	17,515	17,226	16,577
	(3) そ の 他														
	収 入 計 (C)		48,448	50,243	51,910	48,600	48,315	50,779	55,643	50,292	49,464	48,059	48,312	51,164	43,384
	1. 営 業 費 用		43,426	47,993	54,614	45,750	45,443	47,759	52,499	46,952	46,143	44,781	45,203	48,193	40,672
	(1) 職 員 給 与 費		1,123	1,026	1,180	1,171	952	957	963	969	974	980	986	991	997
	基 本 給 与 費		533	504	568	571	577	582	588	594	599	605	611	616	622
	退 職 給 付 費														
そ の 他		590	522	612	600	375	375	375	375	375	375	375	375	375	
(2) 経 費		9,903	12,336	19,088	9,216	8,801	10,727	14,651	8,542	8,431	8,327	10,259	14,188	8,124	
動 力 費		4,316	5,628	5,967	5,112	5,027	4,950	4,872	4,761	4,648	4,541	4,471	4,398	4,332	
修 繕 費		922	1,084	3,469	558	228	231	233	235	237	240	242	244	246	
材 料 費															
委 託 料		4,182	5,018	8,924	3,040	3,040	5,040	9,040	3,040	3,040	3,040	5,040	9,040	3,040	
そ の 他		483	606	728	506	506	506	506	506	506	506	506	506	506	
(3) 減 価 償 却 費		32,400	34,631	34,346	35,363	35,690	36,075	36,885	37,441	36,738	35,474	33,958	33,014	31,551	
2. 営 業 外 費 用		4,010	3,370	1,155	2,783	2,810	2,976	3,144	3,296	3,284	3,248	3,109	2,971	2,712	
(1) 支 払 利 息		1,215	1,273	1,151	1,344	1,371	1,537	1,705	1,857	1,845	1,809	1,670	1,532	1,273	
(2) そ の 他		2,795	2,097	4	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439	
支 出 計 (D)		47,436	51,363	55,769	48,533	48,253	50,735	55,643	50,248	49,427	48,029	48,312	51,164	43,384	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		1,012	△ 1,120	△ 3,859	67	61	45		43	37	30				
特 別 利 益 (F)															
特 別 損 失 (G)															
特 別 損 益 (F)-(G) (H)															
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		1,012	△ 1,120	△ 3,859	67	61	45		43	37	30				
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 472	△ 1,592	△ 5,451	△ 5,384	△ 5,322	△ 5,278	△ 5,278	△ 5,234	△ 5,197	△ 5,168	△ 5,168	△ 5,168	△ 5,168	
流 動 資 産 (J)		56,624	82,877	105,715	124,347	145,151	168,411	188,546	208,851	225,411	239,377	251,352	262,951	276,317	
う ち 未 収 金		34,810	9,485	13,130	10,981	10,758	10,536	10,313	10,025	9,750	9,476	9,279	9,096	8,913	
流 動 負 債 (K)		7,898	7,824	7,824	6,898	5,237	6,484	9,789	9,814	10,890	13,085	13,777	13,528	10,927	
う ち 建 設 改 良 費 分		5,924	6,865	6,865	5,939	4,278	5,525	8,830	8,855	9,931	12,126	12,818	12,569	9,968	
う ち 一 時 借 入 金															
う ち 未 払 金		1,974	959	959	959	959	959	959	959	959	959	959	959	959	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		△ 3	△ 12	△ 36	△ 43	△ 43	△ 44	△ 45	△ 45	△ 46	△ 47	△ 48	△ 49	△ 50	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		14,038	13,332	15,092	12,622	12,366	12,110	11,854	11,523	11,207	10,892	10,666	10,455	10,245	
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		14,038	13,332	15,092	12,622	12,366	12,110	11,854	11,523	11,207	10,892	10,666	10,455	10,245	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)															

投資・財政計画(農業集落排水事業)

(単位:千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区 分		(決算)	(決算)	(決算)											
資本的 収入	1. 企業債	30,900	27,900	6,900	9,470	3,556	16,809	17,997	16,388	740	4,978	62	1,914	405	
	うち資本費平準化債														
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金	8,614	8,207	8,206	10,492	8,311	9,105	8,823	8,674	9,170	8,664	8,732	8,457	8,681	
	4. 他会計負担金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金	33,041	22,033	5,900	9,469	3,906	17,129	4,316	10,207			62		450	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金														
	9. その他														
	計 (A)	72,555	58,140	21,006	29,431	15,772	43,042	31,136	35,268	9,910	13,642	8,856	10,371	9,536	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純計 (A)-(B) (C)	72,555	58,140	21,006	29,431	15,772	43,042	31,136	35,268	9,910	13,642	8,856	10,371	9,536	
	資本的 支出	1. 建設改良費	56,310	41,240	12,200	18,938	7,812	34,257	21,538	26,245	698	4,696	124	1,806	900
うち職員給与費															
2. 企業債償還金		7,614	7,024	6,218	5,939	4,278	5,525	8,830	8,855	9,931	12,126	12,818	12,569	9,968	
3. 他会計長期借入返還金															
4. 他会計への支出金															
5. その他															
計 (D)	63,924	48,264	18,418	24,877	12,090	39,782	30,368	35,100	10,629	16,822	12,942	14,375	10,868		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	△ 8,631	△ 9,876	△ 2,588	△ 4,554	△ 3,682	△ 3,260	△ 768	△ 168	719	3,180	4,086	4,004	1,332		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	△ 8,631	△ 7,915	△ 3,161	△ 5,415	△ 4,037	△ 4,817	△ 2,334	△ 1,626	656	2,753	4,080	3,840	1,291	
	2. 利益剰余金処分量														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他		△ 1,961	573	861	355	1,557	1,566	1,458	63	427	6	164	41	
計 (F)	△ 8,631	△ 9,876	△ 2,588	△ 4,554	△ 3,682	△ 3,260	△ 768	△ 168	719	3,180	4,086	4,004	1,332		
補填財源不足額 (E)-(F)															
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	442,891	463,767	464,449	467,980	467,258	478,541	487,708	495,241	486,050	478,902	466,146	455,491	445,928		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)										
収益的収支分		18,284	19,690	18,037	17,030	16,984	18,567	21,564	19,373	19,241	18,887	19,131	20,483	16,562
	うち基準内繰入金	2,011	2,261	2,358	17,030	16,984	18,567	19,415	19,373	19,241	18,887	18,136	17,336	16,257
	うち基準外繰入金	16,273	17,429	15,679				2,149				995	3,147	306
資本的収支分		8,614	8,207	8,206	10,492	8,311	9,105	8,823	8,674	9,170	8,664	8,732	8,457	8,681
	うち基準内繰入金				2,017	1,944	2,653	2,542	2,431	2,415	2,421	2,179	1,937	1,944
	うち基準外繰入金	8,614	8,207	8,206	8,475	6,366	6,451	6,281	6,243	6,755	6,243	6,553	6,520	6,738
合 計	26,898	27,897	26,243	27,522	25,294	27,672	30,387	28,047	28,411	27,551	27,863	28,940	25,244	

原価計算表(農集)

供用開始年月日 S63年 4月 1日
 処理区域内人口 828人(R4末)
 計算期間 自R6年4月 至R16年3月
 (10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	13,332	11,258		11,258
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	0	0		0
合 計	13,332	11,258	0	11,258

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
維持管理費	人件費	533	599	219	380
	給料				
	その他	590	375	137	238
	動力費	5,628	4,667	1,706	2,961
	修繕費	1,084	237	87	151
	委託料	5,018	4,818	1,761	3,057
その他	2,703	1,945	711	1,234	
小 計	15,556	12,641	4,621	8,020	
資本費	支払利息	1,273	1,622	593	1,029
	減価償却費	34,631	35,203	31,294	3,909
	企業債取扱諸費	0	0		0
小 計	35,904	36,825	31,887	4,938	
合 計 (Y)	51,460	49,466	36,508	12,958	

資産維持費(Z)	0
使用料対象経費(Y)+(Z)	12,958

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.87

<使用料水準についての説明>

・経営戦略期間における投資財政計画(収益的収支)では、料金収入以外の営業外収益により黒字となる見込みである。
 上記算定においては、使用料対象経費に対する料金収入の割合が約87%となり、約13%の収入不足となる。
 ・本計画では基準内繰入金及び基準外繰入金により、収支均衡となっているが、基準外繰入金を抑えるためには、適正料金を検討していく必要がある。
 ・本計画における期間内では収支黒字が維持される見込みであり、料金改定は行わないこととしているが、計画見直しのタイミングで改めて検討を行う方針とする。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。